

福岡市障がい児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育を必要とし、かつ、発達に遅れがある又は心身に障がいを有する又は難病（難病等の対象となる範囲については、障害者総合支援法の対象疾病に限る）の児童（以下「障がい児」という。）を保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（当該事業所の従業員の子ども以外の乳幼児に限る）（以下「保育施設等」という。）で受け入れ、健全児とともに保育（以下「障がい児保育事業」という。）を実施し、健全な成長発達を促進するなど障がい児に対する正しい指導をすることによって障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 障がい児保育事業の対象とする児童は、保育を必要とする児童で、福岡市障がい児保育指導委員会（以下「委員会」という。）における意見を参考に子育て支援部長が決定した児童（以下「対象児」という。）とする。

2 対象児の年齢については、制限を設けない。ただし、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業については0～2歳児とする。

3 第1項の委員会の委員・運営等については別に定める。

(事業の実施)

第3条 障がい児保育事業は、全ての保育施設等で実施する。

2 保育施設等への対象児の受け入れ数については、保育が適切に行える範囲とする。

(保育方法)

第4条 保育施設等の長（以下「施設長」という。）は、障がい児の状況、処遇方針等に関し、当該児童の保護者、運営支援課、福祉事務所、医師及び関係機関と密接に連携をとり、児童福祉の向上に努めなければならない。

(入所申請手続等)

第5条 保育施設等へ利用を希望する障がい児の保護者は、所定の利用申込書等のほかに次の書類を施設長を経由して福祉事務所に提出しなければならない。

(1) お子さんのようす（様式1）

(2) 障がい児が身体障がい者手帳、療育手帳を所持している場合は、その写し

(3) 医師の意見書の提出（必要に応じて）

2 施設長は、前項に定める書類の提出を受けたときは、障がい児保育申込見込み状況表（様式2）を作成の上、前項の書類とあわせて、福祉事務所に提出しなければならない。

3 福祉事務所長は施設長から前条に定める書類の提出を受けたときは、子育て支援部長に対して、障がいの程度について判定を依頼する。

(判定)

第6条 子育て支援部長は、判定を行うために、保護者、保育施設等及び関係機関に調査・協力を求めることができる。

2 委員会は、児童状況書（様式3）及び児童判定書（様式4）を作成し、障がい児保育判定基準表（別紙1）に基づき、障がい児の障がいの程度について協議する。

3 子育て支援部長は、委員会における意見を参考に判定を行い、判定結果を福祉事務所長に回答する。

(継続児の判定)

第7条 第5条の規定にかかわらず、福祉事務所長は、本事業の対象児と判定され、引き続き本事業の継続を希望する児童については、保護者からの利用申込書の提出前に、子育て支援部長に対して、関係書類を提出し、判定を求めることができる。

(入所の決定)

第8条 福祉事務所長は障がい児の保育の実施については、判定結果を尊重し、他の要件もあわせて総合的に判断し決定するものとする。

2 判断に際しては、施設長は福祉事務所長に意見を述べることができる。

(報告)

第9条 施設長は、対象児ごとに保育状況を観察し、個人記録表(様式5)を作成し、運営支援課長あてに報告しなければならない。

(職員の研修)

第10条 市は、委員会の協力を得て障がい児保育に必要な研修を実施するものとする。

(助成)

第11条 市は、対象児が利用している私立保育所、認定こども園が対象児のために保育士を雇用したときは、雇用経費の助成を行う。

2 助成に関する基準は別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、障がい児保育事業の実施についての必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

児 童 判 定 書

児童名		(年 月 日生)																				
検 査 結 果 及 び 所 見	*遠城寺式発達検査 (年 月 日実施)																					
	CA =																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%;">発達年齢</th> <th style="width: 30%;">発達指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>移動運動</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>手の運動</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>基本的習慣</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>対人関係</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>発語</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>言語理解</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		発達年齢	発達指数	移動運動			手の運動			基本的習慣			対人関係			発語			言語理解		
	発達年齢	発達指数																				
移動運動																						
手の運動																						
基本的習慣																						
対人関係																						
発語																						
言語理解																						
平均 ()		(検査者)																				
	*新版K式発達検査 (年 月 日実施)																					
	CA =																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%;">発達年齢</th> <th style="width: 30%;">発達指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>姿勢・運動</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>認知・適応</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>言語・社会</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>全領域</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		発達年齢	発達指数	姿勢・運動			認知・適応			言語・社会			全領域								
	発達年齢	発達指数																				
姿勢・運動																						
認知・適応																						
言語・社会																						
全領域																						
		(検査者)																				
	*田中ビネー知能検査 (年 月 日実施)																					
	CA =																					
	MA =																					
	IQ = (基底年齢 歳)																					
		(検査者)																				

障 が い 種 別	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">視覚障がい</td> <td style="width: 33%;">聴覚障がい</td> <td style="width: 33%;">音声・言語・そしゃく機能障がい</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内部疾患</td> <td>難病等 ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知的障がい</td> <td>発達障がい ()</td> <td></td> </tr> </table>	視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由			内部疾患	難病等 ()		知的障がい	発達障がい ()	
視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい											
肢体不自由													
内部疾患	難病等 ()												
知的障がい	発達障がい ()												

障がい児保育判定基準表

別紙 1

	視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由		内部疾患	知的障がい	広汎性発達障がい・注意障がい・多動症等	難病等 (注7)
				上肢	下肢・体幹				
軽度	両眼の矯正視力 0.08~0.3	4級 (注3)		4級	3級	身体活動にいくらか制限を要するもの 身障4級	軽度(B2)	軽度	軽度
中度	両眼の矯正視力 0.02~0.08	2~3級 (注3)	3~4級 (注4)	3級	2級	身体活動に制限を要するもの 身障3級	中度(B1)	中度	中度
中度より重い	両眼の矯正視力 0.02未満 (注2)	その他	その他	2級	1級	その他	その他	衝動性と自傷他がいの著しい児童	中度より重い
集団保育困難	保育士対児童が、1:1の対応を常時要するもの。								

注1:障がいの程度にかかる等級は、現在所持している身体障害者手帳及び療育手帳の等級によるのではなく、現在の状態で判定する。

注2:ADLがある程度自立、慣れた場所での移動がほぼ自立、集団適応が良好であれば中度とみなす。

注3:聴覚障がいの場合は、音声言語による2~3語文の簡単な日常会話が可能であること。

注4:えん下に問題はなく、身振り又は音声言語によるコミュニケーションができること。

注5:障がい重複する場合は、障がいの程度を1ランク重くすることがある。
(本表作成基準:知的に正常範囲で3歳児を想定する。よって、さらに年齢を加味する場合がある。)

注6:基準表中、「その他」については、個別に判定するものとする。

注7:医師の意見を参考に、保育の困難度、要配慮度を総合的に考慮し、判定する。
(難病等の対象となる範囲については、障害者総合支援法の対象疾病に限る)